

第15回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月28日（木）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
		8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 2名

7	齊藤 徹	15	今村 昭仁
---	------	----	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第37号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第38号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案第39号	農地法第5条の規定による許可について
日程第5	議案第40号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長

7. 閉会時間 午後2時10分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第15回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、13番 太田福司委員、14番 竹内稔委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、9月28日開催の第14回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、10月14日に、農政委員会を開催し、「大樹町に対する農業施策の実施及び令和4年度農業予算確保の要望等」について、片岡委員長以下5名の農政委員及び穀内会長、原口会長代理に出席いただき、協議を行っております。</p> <p>10月19日には、第3班牧田班長以下5名と穀内会長において、■地区の農地につきまして、あっせん会議を行っております。</p> <p>あっせんは無事に成立し、来月以降の総会に議案としてご審議いただく予定であります。</p> <p>10月21日には、第1班金曾班長以下6名において、■地区の砂利採取に伴う一時転用以下2件の農地転用申請があり、現地調査を行っております。</p> <p>2件の農地転用申請については、この後、議案としてご審議頂きます。</p> <p>最後に9月27日に、令和3年臨時第4回町議会が開催され、会長と私が出席しております。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は3件です。業務報告書を1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。報告内容等を審査しましたが、内1法人につきましては、不適と審査しました。理由は次ページの法人要件確認書のとおり、農地保有適格法人の要件の1つである、「過去3か年の農業及び農業関連事業の収益が売上高の過半以上あること」の事業要件を満たしておりませんでした。</p> <p>このことから、農業委員会としては、農地法第6条第2項の規定に従い、資料として添付している勧告書を通知したいと考えております。</p>

	<p>なお、この法人につきましては、過日、要件を満たせなかった理由と今後の見通しを確認するため、事務局にて代表者と連絡を取り、相手からは、謝罪と2年後を目途として、解消を図りたいとの説明を受けたところであります。</p> <p>次に3番、農地適格法人資格審査についての件でございますが、■地区の個人経営の農業者が法人化し、所有する農地をその新規法人に使用貸借するため、農地法第3条第1項の許可申請がございました。</p> <p>農地法第3条第1項の許可については、この後、議案にて、皆様にご審議いただきますが、借主が新規の法人の場合で経営者が町内で以前より農業を営む者である場合、農地所有適格法人の要件を満たしているかの審査については、事務局が総会の審議前に行うことと定まっておりますので、過日、確認を行っております。</p> <p>許可申請書及び関係する附属書類並びに代表者への直接の聞取りにより審査した結果、対象の法人は、法人形態、事業計画、議決権、役員要件すべてにおいて、農地保有適格法人の要件をすでに満たしているか若しくは満たすための事業計画となっていると判断しました。</p> <p>詳細は添付している資料2のとおりとなっておりますので、お目通し願います。</p> <p>最後に4番のその他で10月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。
原口委員	はい、原口委員
議長	3番の農地適格法人資格審査について、事務局で書類等の審査で適格とされたのはわかりますが、従前なら農地委員会で審査していたと思うが、変更になったのですか。
吉田局長	事務局の答弁を求めます。
	原口代理の言われましたとおり、新規の法人につきましては、今までは農地委員会を開催して審査するということになっておりましたが、平成29年以後、

	<p>町内の個別農家の法人化につきましては、農地委員会を開催せずに事務局で審査するという形をとっておりました。平成29年度以降2件ほど町内農家の新規法人も事務局が審査をし、総会で報告という流れで行っておりました。</p> <p>また、平成29年度以降に競売絡みの案件が1件あり、それにつきましては農地委員会を開催し、審査を行ってきました。今後も、町外の新規法人が農地を所有することに関しましては、農地委員会を開催し審査を行っていきたくと思います</p> <p>他にありませんか</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第37号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます</p>
<p>議長</p> <p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第37号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がございました。</p> <p>また、本案につきましては、貸主である法人が平成28年3月より休眠状態になっており、農地所有適格法人の要件を満たしていないことから、農地の所有権等の整理について、協議を重ねて参りましたが、今年に入り、その大部分の農地を当委員会があっせんすることで、了解を得たことから、今回の手続きとなっております。</p> <p>つきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p>

	<p>ます。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第37号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可について」、申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなけ</p>

	<p>ればならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回、審議いただく案件は所有権移転と使用貸借の各1件、計2件となっております。</p> <p>その内、申請番号2番につきましては、業務報告にありました個人経営の農業者が新規法人を立ち上げ、その法人に農地を使用貸借する案件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>申請番号1番、所有権移転による案件であります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>申請番号2番、法人化に伴う、使用貸借による案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p>

乙部委員	<p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、■担当委員、乙部毅博委員から報告願います。</p> <p>譲受人の希望による所有権移転の案件になります。</p> <p>現在、譲受人は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>次に申請番号2番について、■担当委員、竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>借主の法人化による使用貸借の案件になります。</p> <p>現在、借主は法人化に伴い、経営規模拡大をめざしており、農地の全てを有効に活用できると見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号</p>

<p>吉田局長</p>	<p>1 番及び 2 番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第 5 条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で申請し、許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は 2 件でございます。</p> <p>内訳は、砂利採取に伴う一時転用 1 件と■が■に隣接する農地を駐車場やその通路及び緑地帯として整備するための所有権移転を伴う転用の 1 件となっております。</p> <p>■は、工場周辺の環境の保全や適正化を図ること目的として制定されている「工場立地法」の特定工場に該当するため、工場の敷地面積に対し、25%の緑地帯など環境保全の設備を原則、敷地内で確保することが法律で義務付けされており、その要件を敷地内で満たすため、また、冬期間の工場内の雪捨場の確保について、現在、苦慮していることから、今回の申請の多くが緑地帯の確保を目的とする転用申請となっております。</p> <p>将来的には、この場所に、ミルクローリーの受入棟などの建設も構想にあるとお聞きしておりますが、具体的なレイアウト等が定まるまで、しばらく時間を要することから、当面の課題である今回の用途での申請となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について、審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可について説明させていただきます。申請番号 1 番、砂利採取による一時転用の案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p>

	<p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>次に申請番号2番、駐車場等設置、緑地帯の確保による所有権移転の案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班班長、金曾浩文委員から報告願います。</p>
金曾委員	<p>申請番号1番の件です。本案件は砂利採取のために農地を一時転用するものです。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害の影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p> <p>次に申請番号2番の件です。本案件は、駐車場設置と緑地帯の確保による農地転用の案件です。</p> <p>申請地区は、農用地区域外であり、街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40%を超えていますので、第3種農地の扱いとなり、転用すべき農地だと思われます。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害の影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>

<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>本案件につきましては、農地の所有者からあっせんの希望を受け、地域に買い手となる農業者がおり、8月31日にあっせん会議を開催しましたが、買い手となる農業者から、資金面の都合上、5年後に取得したい旨の意向があり、農地中間管理機構である北海道農業公社が一時的に取得する農地保有合理化事業で進めることとし、農業委員会から大樹町へ買入協議の要請を行うものであります。</p> <p>つきまして、買入協議の要否につきまして、審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。以上で提案説明を終わります。</p>

議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第40号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」説明させていただきます。</p> <p>農地保有合理化事業により農地を、公益財団法人北海道農業公社に買入れを要請する案件となります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第40号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
吉田局長	<p>次回の総会につきましては、11月29日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第15回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>